

# 平成29年度 第1回 合志市上下水道事業運営審議会 資料



(水道事業：群配水池)



(水道事業：弁天配水池)



(下水道事業：塩浸川浄化センター)

平成29年 8月22日

合志市 水道局

# 合志市上下水道運営審議会について

## 1 合志市上下水道事業運営審議会とは

水道局では、上下水道事業の経営のあり方や事業の方向性等を総合的に審議し、料金制度の見直しや長期計画の策定など、お客さまに大きな影響を与える施策・計画の策定に関して、お客さまのご意見を施策に反映させていくために、「合志市上下水道事業運営審議会」を設置しています。

平成22年度までは、下水道事業運営審議会として設置されていましたが、既に組織上は水道部門と下水道部門を統合して上下水道課となっていたこともあり、平成23年度からは上下水道事業運営審議会となりました。これにより、水道事業についても審議していただくことにしています。

### 【審議会設置に関する根拠法令】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項・・・参考資料を参照

○合志市上下水道事業運営審議会条例（平成23年条例第2号）・・・参考資料を参照

## 2 審議会において取り扱う内容

これまでに取り扱ってきたのは、下水道事業では下水道使用料の改定（直近はH25改定）、水道事業では水道ビジョン策定の際に審議を行い、審議会としての意見を付しています。

現在、「合志市水道ビジョンVer.2 平成25年度～平成34年度」を基に計画を実施中です。

本市の水道局（上下水道課）では、この他に工業用水道事業を運営していますが、特別な事情が生じない限り、当審議会の審議対象としません。

### 【条例上の規定】

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 上下水道事業の運営に関すること。
- (2) その他市長が事業運営上必要と認める事項に関すること。

## 水道局の概要

### 1 本市の組織について（地方公営企業）

本市の水道事業及び下水道事業は、いずれも地方公営企業法という法律の適用を受ける地方公営企業の事業です。地方公営企業には、原則として「管理者」という公営企業の責任者を設置することになっていますが、小規模な公営企業では、これを置かなくても良いことになっており、この場合は管理者の権限は地方公共団体の長（市長）が行うこととなります。

また、この管理者の事務を行わせるために本市では、水道局が設置されています。

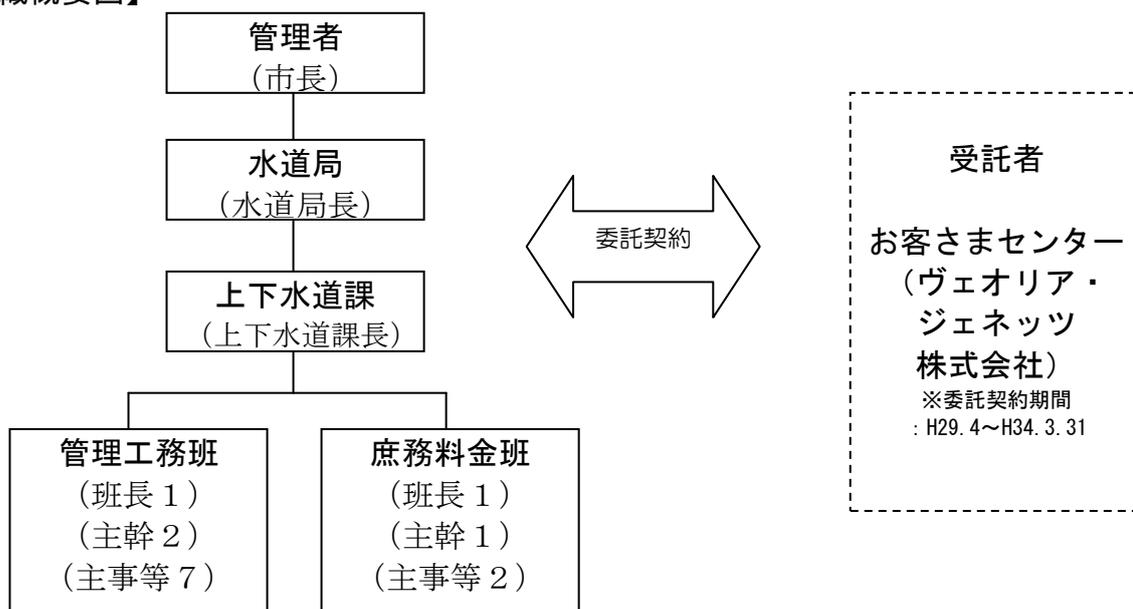
#### 【管理者設置に関する根拠法令】

○地方公営企業法（昭和27年8月1日号外法律第292号）第7条・・・参考資料を参照

○合志市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

（平成18年2月27日条例第156号）第5条・・・参考資料を参照

#### 【組織概要図】



※平成24年4月1日から、水道開始・休止に係る受付業務、料金調定・徴収業務、滞納整理業務及び量水器法定交換業務について、民間業務委託しています。

#### 【近年2ヵ年度の収納状況】

年 度	水道料金徴収率 (%)			下水道料金徴収率 (%)		
	現年度分	過年度分	計	現年度分	過年度分	計
H28.3月末	91.2	88.6	90.9	91.5	90.0	91.4
H28.5月末	99.4	88.7	98.4	99.5	90.1	98.7
H29.3月末	91.3	90.3	91.2	91.5	90.6	91.4
H29.5月末	99.4	90.5	98.7	99.5	90.7	98.7

## 水道事業の概要

水道は、『清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の創造に寄与すること』を目的として水道法が昭和 32 年に制定され、安全安心で良質の「水」を間断なく、継続して供給することが求められています。

合志市の水道事業については、これまで、昭和 37 年に竹迫地区簡易水道事業(当時：合志村、旧合志町)の創設認可を受けて以来、昭和 39 年に西合志村広域簡易水道事業(旧西合志町、後に上水道事業)、昭和 42 年に日向地区簡易水道事業(旧合志町)、昭和 43 年に栄地区簡易水道事業(旧合志町)、昭和 47 年に合志町南部地区簡易水道事業(旧合志町、後に南部上水道事業)と、随時拡張を行い、平成 18 年 2 月 27 日の合志市市制施行に伴い、両町の上水道事業を 1 つの事業として創設し、3 つの簡易水道事業はそのまま市に引き継ぐ形で 4 つの事業として整備を進めてきました。さらに、簡易水道事業は、平成 23 年度から竹迫簡易水道事業と日向簡易水道事業を統合しており、平成 28 年度末に県へ『合志市水道事業経営変更』を申請し、本年度よりすべて上水道事業に統合し整備を行なっていくことになりました。

本市の水道施設は、現在、23 箇所の水源地で取水し 14 箇所の配水池施設から配水を行っています。合志市の水道水は、全て地下水を利用しています。

また、熊本県が、平成 8 年度に菊陽町と合志市にまたがる工業団地として整備したセミコンテクノパーク内の事業所に工業用水を供給する合志市工業用水道事業(平成 28 年度末現在、7 社と契約)も行っています。

水道事業及び工業用水道事業は、地方公営企業法の適用を受けています。

※簡易水道事業：計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下の事業

※上水道事業：計画給水人口が 5,001 人以上の事業

### 【水道事業の給水・配水状況】(平成 29 年 3 月 31 日現在)

	単位	上水道	竹迫簡水	栄簡水	合計(全体)
給水区域面積	ha	2,943	612	345	3,900
計画給水人口	人	59,400	3,796	2,010	65,206
行政区域内人口	人	56,108	3,665	1,246	61,019
現在給水人口	人	55,432	3,579	1,246	60,257
現在給水件数	件	20,399	1,338	450	22,187
普及率	%	98.80	97.65	100.00	98.75
1日平均配水量	m <sup>3</sup> /日	16,501	1,850	16	18,316
1日最大配水量	m <sup>3</sup> /日	18,801	2,869	426	20,660
1日平均有収水量	m <sup>3</sup> /日	14,098	1,414	16	15,528
年間配水量	m <sup>3</sup>	6,022,731	675,214	5,762	6,703,707

※普及率は、国立病院・療養所・学校等の専用水道と自家水道の人口を含むと 100%になります。

※竹迫簡易水道・栄地簡易水道は、平成 28 年度末まで、今年度から上水道事業に統合しています。

【水道施設】（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	配水施設	有効容量	取水施設 (水源地)		備 考
				取水能力	
上 水 道	① 群配水池	PC 3,500 m <sup>3</sup>	1 笹原第 1 水源	900 m <sup>3</sup> /日	
			2 笹原第 2 水源	1,500 m <sup>3</sup> /日	
			3 下群第 1 水源	2,200 m <sup>3</sup> /日	
			4 下群第 2 水源	3,400 m <sup>3</sup> /日	
	② 小山配水池	RC 187.5 m <sup>3</sup>			取水は、群配水池と連携
		RC 534 m <sup>3</sup>			
	③ 武蔵野台配水池	RC 600 m <sup>3</sup>	5 武蔵野台水源	1,000 m <sup>3</sup> /日	
	④ 弁天配水池	PC 1,000 m <sup>3</sup>	6 木原野第 1 水源	1,480 m <sup>3</sup> /日	
		RC 480 m <sup>3</sup>	7 木原野第 2 水源	1,480 m <sup>3</sup> /日	
	⑤ 御代志配水池	PC 1,000 m <sup>3</sup>	8 御代志第 1 水源	1,345 m <sup>3</sup> /日	
	⑥ 御代志第 2 配水池	SUS 1,125 m <sup>3</sup>	9 御代志第 2 水源	935 m <sup>3</sup> /日	
			10 御代志第 3 水源	1,480 m <sup>3</sup> /日	
	⑦ 新開配水池	RC 1,300 m <sup>3</sup>	11 新開第 1 水源	1,300 m <sup>3</sup> /日	
12 新開第 2 水源			850 m <sup>3</sup> /日		
⑧ 須屋配水池	PC 1,500 m <sup>3</sup>	13 須屋第 1 水源	2,000 m <sup>3</sup> /日		
		14 須屋第 2 水源	2,000 m <sup>3</sup> /日		
⑨ 合生配水池	PC 1,000 m <sup>3</sup>	15 合生第 1 水源	1,030 m <sup>3</sup> /日		
		16 合生第 2 水源	1,500 m <sup>3</sup> /日		
簡 易 水 道 区	⑩ 竹迫配水池	PC 515 m <sup>3</sup>	17 竹迫第 3 水源	1,100 m <sup>3</sup> /日	
			18 竹迫第 4 水源	429 m <sup>3</sup> /日	
	⑪ 竹迫第 2 配水池	PC 950 m <sup>3</sup>	19 竹迫第 5 水源	1,100 m <sup>3</sup> /日	
	⑫ 日向配水池	RC 155 m <sup>3</sup>	20 日向第 1 水源	90 m <sup>3</sup> /日	
⑬ 日向第 2 配水池	RC 120 m <sup>3</sup>	21 日向第 2 水源	208 m <sup>3</sup> /日		
簡 易 水 道 区	⑭ 栄配水池	RC 360 m <sup>3</sup>	22 栄 第 1 水源	502.5 m <sup>3</sup> /日	
			23 栄 第 2 水源	502.5 m <sup>3</sup> /日	

※PC:プレストレスト・コンクリート、RC:鉄筋コンクリート、SUS:ステンレス（いずれも配水池の構造の主材料です。）

## 下水道事業の概要

下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。これは、生活や事業活動等によって生じる汚水を集積的に集めて処理することにより生活環境を改善し、公共用水域の水質を保全するとともに、雨水をすみやかに排除して浸水を防除する施設を整備し、その機能を継続して保持することで、清潔かつ安全・安心な市民生活を確保しようとするものです。

合志市市制施行当初は、国土交通省所管の公共下水道事業（西合志処理区）、熊本北部流域関連公共下水道事業（合志処理区：流域下水道は熊本県及び熊本市・合志市・菊陽町で構成）、特定環境保全公共下水道事業（合志西合志処理区）と、農林水産省所管の農業集落排水事業（野々島及び合生地区）の4つの下水道事業を実施していました。

これらは、昭和56年4月に公共下水道、平成元年3月に熊本北部流域関連公共下水道、平成4年3月に特定環境保全公共下水道の供用を開始し、順調に整備区域及び計画区域を拡大するとともに、農業集落排水事業は、平成12年1月に野々島地区、同年4月には合生地区で供用を開始し、普及率の向上に努めてきました。

水洗化(下水道への接続)の促進に伴い、近年では発生する汚泥の量も年々増加し、高度処理化に要する今後の経費増額も懸念され、将来にわたる処理施設の運転及び維持管理費の低減を図ることが課題となっていました。そのため、公共下水道（西合志処理区分）については、北部流域関連公共下水道に接続し、それまでの処理場としていた須屋浄化センターを平成27年度末で廃止しました。廃止後の処理場の用途については、現在、検討協議中です。

この接続以降、合志市の下水道事業は公共下水道事業を除いた3つの事業となっています。

また、下水道事業及び農業集落排水事業ではカバーしきれない箇所(既存の下水道区域から離れた箇所や低地により下水道への流出が困難な箇所など)が数箇所点在しており、これらの区域については、平成18年度から「個別排水処理施設条例」を制定し、下水道に代わる設備として、合併処理浄化槽を市で設置する事業にも取り組んでいます。

これらによって、平成28年9月5日付けで、国から、汚水処理施設の整備水準を示す全国統一の指標である汚水処理人口普及率（汚水処理施設整備人口÷総人口×100）の平成27年度末の率が公表されたことに合わせて、県下水環境課から発表された、合志市の汚水処理人口普及率は99.4%、汚水適正処理率（汚水処理人口÷総人口×100）も95.3%となり、ともに熊本県内市町村で第2位の率となっています。

なお、受益者負担金(都市計画法)及び受益者分担金(地方自治法)については、下水道施設の建設に要した費用の一部を一度に限り負担していただく制度で、土地の面積1㎡当たり330円を負担していただきます。納付方法は、一括納付と分割納付（最大5年間、50回分割）があります。平成25年4月から、全額を一括して納付いただいた受益者の方に、一括納付報奨金として10%を交付することとしています。（下水道の計画区域内外を問わず。）

# 合志市下水道の整備状況

平成29年3月末現在

処 理 区 域		公共下水道事業	熊本北部流域関連 公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水整備事業		集計	
					野々島地区	合生地区		
事 業 主 体		熊本県		合志市				
事 業 所 管		国土交通省			農林水産省			
処 理 区 域		須屋・御代志・野々島	豊岡・幾久富・栄	合生・御代志・野々島・ 福原・竹迫・幾久富・ 豊岡・上庄・栄	野々島・上生	野々島・合生		
全体計画	処理面積	ha	515.9	484.8	477.0	109.0	16.0	1,603
	区域内人口	人	24,900	21,700	11,000	2,480	230	60,310
	最大汚水量	m <sup>3</sup> /日	10,210	11,440	6,760	744	69	
	目標年度	年度	平成47年度	平成47年度	平成37年度	平成11年度 事業完了	平成11年度 事業完了	
認可計画	処理面積 (a)	ha	511.0	422.0	452.1	109.0	16.0	1,510
	区域内人口	人	24,300	18,500	11,000	2,480	230	56,510
	最大汚水量	m <sup>3</sup> /日	9,980	10,260	5,860	744	69	
	整備年度	年度	平成32年度	平成32年度	平成32年度	平成7年～平成11年	平成9年～平成11年	
	総事業費	百万円	22,747		1,666	2,217	474	27,104
整備済	面積 (b)	ha	863.4		385.8	109	16	1,374
	行政人口 (c)	人	47,081		11,717	2,075	149	61,022
	整備人口 (d)	人	46,935		11,171	2,032	144	60,282
	整備率(面積) (b)/(a)	%	92.5		85.3	100	100	90.5
	普及率(人) (d)/(c)	%	99.7		95.3	97.9	96.6	95.4
処理施設	施設名称	昭和57年度から熊本北部流域下水道事業が 実施され平成元年3月から旧合志町の一部 併用を開始、平成27年度末の須屋浄化セン ター廃止により須屋・御代志・野々島の一部 公共下水道分も熊本北部浄化センターで処 理開始。		塩浸川浄化センター	上生川クリーンセンター 蘇水苑	農業集落排水 浄化センター清流館		
	施設の位置			合志市栄1447-1	合志市上生105-1	合志市野々島216		
	全体計画処理能力	128,700m <sup>3</sup> /日		6,780m <sup>3</sup> /日	818.4m <sup>3</sup> /日	69m <sup>3</sup> /日		
	現有処理能力	94,760m <sup>3</sup> /日		6,180m <sup>3</sup> /日	818.4m <sup>3</sup> /日	69m <sup>3</sup> /日		
	処 理 方 式	標準活性汚泥方式(凝集剤添加ステップ流入 2段硝化脱窒素法+急速濾過法へ移行)		オキシデー ション ティッチ方式	オキシデー ション ティッチ方式	連続流入間欠 バッキ方式		
	放 流 先	坪井川		塩浸川	上生川	上生川(二次放流)		
供 用 開 始 日	平成28年4月1日	平成元年3月1日	平成4年3月31日	平成12年1月1日	平成12年4月1日			
受 益 者 負 担 金 ・ 分 担 金	330円/m <sup>3</sup>							
下 水 道 使 用 料	基本料金は、8m <sup>3</sup> 迄700円、1m <sup>3</sup> 増す毎に、120円/m <sup>3</sup> (消費税別)							

## 平成29年度上下水道事業の予算概要

### 1 水道事業会計の予算概要

#### ●収益的収支

##### 【収益的収入】

(税込み、単位：千円)

項 目	平成29年度の主な内容	H29 予算額	参考：H28	比較
営業収益		792,262	769,561	22,701
	給水収益(水道料金)	750,540	736,332	14,208
	その他営業収益(下水道使用料徴収事務負担金等)	41,722	33,229	8,493
営業外収益		22,391	21,554	837
	負担金(児童手当)	780	840	△60
	長期前受金戻入(固定資産の取得に応じ受け入れた補助金等の収益化額に応じた戻入)	20,301	19,703	598
	その他(預金利息等)	1,310	1,011	299
特別利益		1	1	0
収益的収入 合 計 (A)		814,654	791,116	23,538

##### 【収益的支出】

(税込み、単位：千円)

項 目	平成29年度の主な内容	H29 予算額	参考：H28	比較
営業費用		601,090	566,600	34,490
	原水及び浄水費(取水、配水施設の運転及び維持管理費等)	142,762	142,797	△35
	配水及び給水費(配水及び給水管路施設の維持管理費等)	36,470	35,749	721
	業務費(料金徴収等の経費)	70,219	58,399	11,820
	総係費(人件費等の経費)	75,925	72,282	3,643
	減価償却費、資産減耗費	275,714	257,373	18,341
営業外費用		45,671	49,245	△3,574
	企業債利息	45,620	49,194	△3,574
	消費税等	51	51	0
特別損失	過年度損益修正損(過年度収入の還付)	200	120	80
予備費	収益的予備費	10,000	10,000	0
収益的支出 合 計 (B)		656,961	625,965	30,996
(A)－(B)＝		157,693	165,151	△7,458

●資本的収支

【資本的収入】

(税込み、単位：千円)

項目	平成29年度の主な内容	H29 予算額	参考：H28	比較
加入金	加入金(13mm:86,400円、20mm:151,200円等)	31,104	27,993	3,111
負担金	負担金(消火栓設置負担金、テカパーク施設整備負担金)	4,065	4,071	△6
企業債	企業債	1,294,900	804,300	490,600
補助金	国庫補助金	0	7,609	△7,609
その他	その他の資本的収入等	4	4	0
資本的収入 合計 (A)		1,330,073	843,977	486,096

【資本的支出】

(税込み、単位：千円)

項目	平成29年度の主な内容	H29 予算額	参考：H28	比較
建設改良費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木原野配水池(配水池築造、管理棟築造、配水池・第6水源地電気・機械等)等</li> <li>・配水管等整備(配水管布設及び布設替、測量設計)等</li> <li>・量水器購入</li> </ul> <p>○ 別図「工事等予定箇所図(水道)」参照</p>	1,656,918	860,781	796,137
企業債償還金	企業債元金	113,553	112,872	681
予備費	資本的予備費	10,000	10,000	0
資本的支出 合計 (B)		1,780,471	983,653	796,818
(A)－(B)＝		△450,398	△139,676	△310,722

※資本的収入額が支出額に対して不足する額 450,398 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金並びに損益勘定留保資金で補てんするものとしています。

(単位：千円)

資金(積立金)及び地方債(借金)の状況	H28 年度末	H27 年度末	比較
☆ 水道事業会計積立金等の残高 (建設改良積立金、減債積立金、普通定期預金)	1,302,130	1,306,274	△4,144
★ 企業債年度末現在高	2,448,383	2,110,954	337,429

## 2 下水道事業会計の予算概要

### ●収益的収支

#### 【収益的収入】

(税込み、単位：千円)

項目	平成29年度の主な内容	H29 予算額	参考：H28	比較
営業収益		771,084	780,465	△9,381
	下水道使用料	722,941	733,014	△10,073
	他会計負担金(雨水処理に要する経費分) ①	17,687	18,863	△1,176
	その他の営業収益(セコン内下水道使用料、手数料、雑収益)	30,456	28,588	1,868
営業外収益		485,504	599,606	△114,102
	他会計補助金(一般会計[利子償還等に要する経費分]) ②	114,094	139,678	△25,584
	他会計負担金(一般会計[基準外]、菊陽町) ③	14,277	91,179	△76,902
	長期前受金戻入(固定資産の取得に応じ受け入れた補助金等の収益化額に応じた戻入)	356,917	368,497	△11,580
	その他(預金利息、雑収益)	216	252	△36
特別利益		3	3	0
収益的収入 合計 (A)		1,256,591	1,380,074	△123,483

#### 【収益的支出】

(税込み、単位：千円)

項目	平成29年度の主な内容	H29 予算額	参考：H28	比較
営業費用		1,320,463	1,500,411	△179,948
	管渠費(下水道管路施設[汚水・雨水]の維持管理)	10,446	11,271	△825
	ポンプ場費(下水道汚水中継ポンプ場、マンホール型ポンプ場の運転及び維持管理)	50,765	34,803	15,962
	処理場費(塩浸川浄化センター、蘇水苑、清流館の運転及び維持管理等)	384,959	549,062	△164,103
	総係費(個別排水処理施設維持、受益者負担金徴収事務、人件費等の一般管理経費)	88,389	94,033	△5,644
	減価償却費	785,904	811,242	△25,338
営業外費用		168,279	226,004	△57,725
	企業債利息	158,279	195,907	△37,628
	消費税及び地方消費税	10,000	30,097	△20,097
特別損失	過年度損益修正損(過年度収入の還付)等	91	30	61
予備費	収益的予備費	10,000	10,000	0
収益的支出 合計 (B)		1,498,833	1,736,445	△237,612
(A)－(B)＝		△242,242	△356,371	114,129

(A)－(B) から長期前受金戻入と減価償却費を除いた額 186,745 (現金収支のみ)

●資本的収支

【資本的収入】

(税込み、単位：千円)

項目	平成29年度の主な内容	H29 予算額	参考：H28	比較
企業債	建設改良企業債(133,930千円) 資本費平準化債(180,000千円)	313,930	284,839	29,091
補助金	国庫補助金(社会資本整備総合交付金) 県補助金(農山漁村地域整備交付金)	81,430	41,055	40,375
負担金	下水道事業受益者負担金、分担金、他会計負担金(菊陽町)	11,719	43,446	△31,727
出資金	他会計出資金(一般会計[元金償還に要する経費分]) ④	436,514	451,580	△15,066
その他	その他の資本的収入等	1	0	1
資本的収入 合計 (A)		843,594	820,920	22,674

【資本的支出】

(税込み、単位：千円)

項目	平成29年度の主な内容	H29 予算額	参考：H28	比較
建設改良費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 杉並台汚水中継ポンプ場建設工事委託</li> <li>・ 塩浸川浄化センター改築工事委託</li> <li>・ すずかけ台汚水幹線管渠築造工事</li> <li>・ 宿の山汚水幹線管更正工事 等</li> </ul> <p>○ 別図「工事等予定箇所図(下水道)」参照</p>	306,828	198,516	108,312
企業債償還金	建設改良等(592,863千円)、その他(75,035千円)	667,898	707,549	△39,651
予備費	資本的予備費	10,000	10,000	0
資本的支出 合計 (B)		984,726	916,065	68,661
(A)－(B)＝		△141,132	△95,145	△45,987

※資本的収入額が支出額に対して不足する額 141,132 千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしています。

※一般会計からの繰出金は、①から④まで、収益的及び資本的収入にわたり細分化して計上しています。

582,572	701,300	△128,226
---------	---------	----------

(単位：千円)

資金(引継金:下水道運営基金)及び地方債(借金)の状況	H28 年度末	H27 年度末	比較
☆ 引継金(下水道運営基金)	205,573	205,573	0
★ 企業債年度末現在高	8,732,147	9,150,429	△418,282

平成29年度 工事予定一覧

水 道		工事概要	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4以降	
上水道配水管等	① 竹迫第3水源池非常用発電設備更新工事 H29.1.25~H29.8.31(繰越)	非常用発電機1式 他	平成28年度からの繰越工事													
	② 竹迫第3水源池災害復旧工事(熊本地震災害復旧) H29.1.16~H29.8.23(繰越)	既設構造物(電気室・発電機室)解体及び継替	平成28年度からの繰越工事													
	③ 御代志木原野配水管・導水管布設工事(5工区割)	DCIP φ 350 L=870m			発注済											
	④ 泉ヶ丘団地内配水管布設替工事	HIVP φ 75 L=220m														
	⑤ 若原線配水管布設替工事(道路改良関連)	DCIP φ 150 L=450m			発注済											
	⑥ 中尾線配水管布設工事(道路改良関連)	HIVP φ 75 L=150m														
	⑦ 須屋線配水管布設替工事	DCIP φ 75 L=400m														
	⑧ 栄温泉団地内配水管布設替工事	HIVP φ 75 L=800m														
	その他															
	⑨ 大池(上野線)配水管布設替工事	HIVP φ 75 L=150m														
	⑩ 反ノ木1号線配水管布設替工事	HIVP φ 75 L=450m														
	⑪ 黒石団地内配水管布設替工事	DCIP φ 75 L=920m														
	⑫ 木瀬坂線配水管布設工事	HIVP φ 75 L=130m					発注済									
⑬ 拾八町・笹原線配水管布設替工事(道路改良関連) (H30年度建設課で舗装予定)	DCIP φ 200 L=365m															
計																
上水道配水施設等	⑮ 木原野配水池築造工事(PCタンク:2基) H29.2.15~H30.1.15(平成28~29年度事業)	V=2,000m <sup>3</sup> ×2基														
	⑯ 木原野第6水源池造成工事	外溝含む														
	⑰ 木原野配水池管理棟築造工事 (平成29~30年度事業)	杭工事含む														
	⑱ 木原野配水池・第6水源池電気設備工事 (平成29~30年度事業)															
	⑲ 木原野配水池・第6水源池機械設備工事 (平成29~30年度事業)															
	⑳ 木原野配水池・第6水源池付帯土木工事 (平成29~30年度事業)															
	㉑ 木原野配水池場内配管工事 (平成29~30年度事業)															

平成29年度 工事予定一覧																					
下 水 道		工事概要	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4以降						
下 水 道 汚 水 建 設 改 良 事 業	① 木原野汚水2402号支線マンホールポンプ設備工事	水中ポンプ1台、ポンプ操作盤、水位計	平成28年度からの繰越工事																		
	H28.12.12～H29.5.10(繰越)																				
	② 木原野汚水2402号支線舗装復旧工事	歩道部舗装 A=583㎡	平成28年度からの繰越工事																		
	H29.3.10～H29.6.19(繰越)																				
	③ 幾久富第2汚水管渠築造工事及びマンホールポンプ設置工事	施工延長 L=748m(VUφ 350他)	平成28年度からの繰越工事																		
	H29.3.10～H29.8.26(繰越)(7工区割)																				
	④ 宿の山汚水幹線管更正工事	VU φ 250～300 L=126m																			
	⑤ すずかけ汚水幹線管渠築造工事	VU φ 250mm L=250m																			
	⑥ 【流域】公共汚水樹設置	180,000円×38箇所																			
	⑦ その他汚水枝線管渠築造工事																				
⑧ 【特環】公共汚水樹設置	180,000円×12箇所																				
⑨ その他汚水枝線管渠築造工事																					
⑩ 合併処理浄化槽設置工事	個別排水処理施設																				

平成29年度 委託予定一覧															
水 道		委託概要	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4以降
上水道配水管等	①	反ノ木1号線配水管布設替測量設計	HIVP φ75mm L=450m	発注済											
		その他													
	②	栄温泉団地内配水管布設替測量設計委託	DCIP φ150mm L=600m												
	計														
上水道配水施設等	③	木原野配水池築造工事施工監理委託(平成28~29年度事業)	PCタンク築造・杭工事施工監理業務												
	④	笹原第2水源池改修工事設計業務委託	ポンプ施設(電気・機械)取水ポンプピット	発注済											
	計														
維持管理事業(2)	⑤	漏水調査業務委託	L=50km												
下 水 道		委託概要	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4以降
下水道 汚水・雨水 建設改良事業	①	農業集落排水事業 野々島・合生地区最適整備構想策定業務委託(補助)													
	②	塩浸川浄化センター耐震詳細設計(補助)													
	③	塩浸川浄化センター改築工事委託(補助)													
	④	杉並台汚水中継ポンプ場建設工事委託(補助)													
	⑤	すずかけ台汚水幹線測量設計業務委託													
	⑥	合志市特定環境保全公共下水道事業計画変更申請策定業務委託	下水道法関連 ・全体計画変更 一式 ・事業計画変更 一式			発注済									
	⑦	黒石団地内雨水管渠測量設計業務委託													

(別紙①)

(別紙②)

○地方自治法（抜粋）

昭和22年4月17日法律第67号

最終改正：平成28年12月9日法律第101号

[委員会・委員の設置]

**第百三十八条の四** 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○合志市上下水道事業運営審議会条例

平成23年3月17日条例第2号

(設置)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、合志市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 上下水道事業の運営に関すること。
- (2) その他市長が事業運営上必要と認める事項に関すること。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 受益者代表
- (2) その他市長が適当と認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員が欠けたときは、補欠員を置くことができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議事項及び報告)

**第6条** 審議会は、事業の運営に対し市長から諮問を受けた事項について審議し、市長に答申するものとする。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、水道局上下水道課において行う。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年5月1日から施行する。  
(合志市下水道事業運営審議会条例の廃止)
- 2 合志市下水道事業運営審議会条例（平成18年合志市条例第145号）は、廃止する。

## ○地方公営企業法 (抜粋)

昭和27年8月1日号外法律第292号

(管理者の設置)

第七条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、

第二条第一項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて経営する場合には、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

（管理者の地位及び権限）

第八条 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 予算を調製すること。
- 二 地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。
- 三 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。
- 四 地方自治法第十四条第三項 並びに第二百二十八条第二項 及び第三項 に規定する過料を科すること。

2 第七条ただし書の規定により管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。

（事務処理のための組織）

第十四条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設ける。

## ○合志市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

平成18年2月27日条例第156号

（組織）

第5条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

○都市計画法 (抜粋)

昭和43年6月15日法律第100号

(受益者負担金)

第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

○地方自治法 (抜粋)

昭和22年4月17日法律第67号

最終改正：平成28年12月9日法律第101号

(分担金)

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。